

第26回 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議 議事録

日 時：令和2年2月5日（水）10:00～11:03

場 所：合同庁舎4号館11階第1特別会議室

開 会

- 1 展示の基本的考え方について
- 2 三館の機能分担について
- 3 学習機能について
- 4 その他

閉 会

（出席者）

老川座長、秋山委員、斎藤委員、永野委員、松岡委員、
尾崎オブザーバー

別府内閣府審議官、渡邊大臣官房総括審議官、杉田大臣官房公文書管理課長
加藤国立公文書館長、中田国立公文書館理事

○老川座長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

第26回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会いたします。

本日は、井上委員、内田委員、加藤委員、それぞれ所用がありまして欠席をされておられます。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思います。まずは議題の第1「展示の基本的考え方について」の議論に入りたいと思いますので、事務局から御説明をお願いします。

○杉田課長 事務局でございます。

まず、このたび公文書管理課長に着任いたしました杉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は展示、三館の機能分担、学習機能の3点について、委員の皆様方から御意見をお伺いできればと考えてございます。

御説明の前にその趣旨等を少し説明させていただきますと、新館の在り方につきましては、この検討会議におきまして基本構想、展示・学習等のワーキンググループでの御議論を経て、平成29年3月に『新たな国立公文書館の施設等に関する調査検討報告書』を取りまとめたところでございます。そういった意味で、この関係は相当程度の議論の蓄積があるわけでございます。また、この29年の報告書を受けまして政府で基本計画、基本設計が策定されたところであり、前回のこの会議におきましても基本設計の報告がなされたところでもあります。

ハードにつきましては、来年度までに実施設計を作成することになってございます。それと並行いたしまして、ソフトの議論も進めてまいりたいと考えてございます。

前回の会議におきましては、展示に係る有識者のヒアリングということで、日本科学未来館、国立歴史民俗博物館からヒアリングを行ったところであります。そういったところも踏まえまして、さらに委員の皆様方からの御意見をいただいた上で、今年度中に議論の一定の取りまとめを行いまして、来年度以降の検討の布石としていきたいと考えております。

資料でございますが、資料1-1でございます。これが先ほど紹介いたしました前回の有識者からの主なコメントをまとめたものでございます。

少しキーワードを拾っていきますと、展示全般の在り方につきまして、どう社会的なテーマにつなげるのか、そういうストーリー構成が大事だということ。それから、一方向型ではなくて体験型、参加型という視点が大事だということ。

高齢者・障害者対応、外国人対応というところでは、多言語対応という話がありました。

小・中学生対応でございますが、小・中学生が楽しむことができるようなプログラムとしまして、人間との触れ合いが大事だという話、そういった中で先生の果たす役割は重要であろうという御指摘もございました。

2 ページ目、展示技術に関してでございますが、デジタルコンテンツ、インタラクティブな情報機器、空間の演出、光、音、触覚、匂い、味等々の御指摘がございました。それから、映像、照明、音響技術、デジタル技術、こういったところも使っていくということをお議論いただきました。スマホの活用、フレキシブルに電源が取れるようにという御指摘もいただきました。

展示の解説につきましては、小学生向き、あるいはそれ以下、成人向き、専門家向きと分けざるを得ないのかもしれないということで、重層的な構造という御議論がございました。

資料1-2、展示に関する基本的な考え方についてでございます。資料の作りといたしましては、これまでの基本計画、調査検討報告書の主な内容を引用しつつ、各論点の今後の方向性について案を整理したものでございます。

おめくりいただきまして、コンセプト・ターゲットをどうするかということでございます。基本計画等でも引用がなされておりますけれども、「国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ『場』」とするということが基本でございました。それから、そういったことへの理解を深めることができるように、幅広い年代の所蔵資料を中心とした展示とする、ターゲットといたしまして、様々な世代の人々を対象とするという御議論がございました。そういう内容のことを下の【コンセプト・案】のところにまとめさせていただいてございます。

3 ページ目、展示物の形態・展示手法でございます。原本／レプリカ問題というところもいろいろと御議論いただいたところでございます。取りまとめ案のところでございますが、我が国の歩みをたどる上で象徴的な文書等の原本の展示を基本としつつ、原本の与えるインパクトということもございました。保存と利用のバランスの観点から、入替えであったり、複製物の併用というところが議論をされてございます。原本展示につきましては、諸外国の公文書館等の先事例も参考にいたしまして、保存科学の観点のみならず、展示を行う期間を区切るであったり、原本展示に必要な措置を講ずるであったり、そういった設備にかなりお金がかかることもございますので、費用対効果からも慎重に検討を行うというところをお紹介させていただきたいと思っております。

4 ページ目、原本／レプリカを使用した展示の在り方の検討を踏まえまして、音声、映像等の多様な資料を活用し、可能な限り先端技術を採用できるような柔軟性を持たせるということでございます。展示の解説につきましても、様々な手段や技術（マルチメディア端末等）も併用して対応できるようにするというところでございます。

5 ページ目、シンボル展示、キーコンテンツをどうするかというところでございます。これも基本計画の中でする述べられているところでございますが、「国立公文書館が所蔵する我が国のあゆみをたどる上で象徴的な文書」ということで、下に幾つか掲げさせていただいておりますが、大日本帝国憲法、終戦の詔書、新日本建設ニ関スル詔書、日本国憲法等、こういったものを中心に展示をし、関連する文書を用いてシンボル展示を構成する

というところでございます。これらの象徴的な文書の展示に加えまして、背景が分かる写真、映像、音声も使用して、理解をさらに深めてもらうというところでございます。

6 ページ目、常設展示でございます。テーマ設定でございますが、ここはこれまで議論がございましたが、我が国の歩みを紹介する展示、公文書といった意義を伝える展示の二本立てとするという形でございます。前者についてでございますが、近代以降を中心とした政治、外交、社会、そういった時代区分で分けるということと、後者の公文書管理の意義を伝えることにつきましては、保存等の国立公文書館の基幹的な業務を、写真、模型、公文書等を利用して紹介するという方向性を示させていただいております。時代区分以外の切り口といたしまして「日本国のかたち」「民主主義の発展」「政治」「経済」「文化」「社会」「国際関係」といったテーマも検討するとさせていただいているところでございます。

展示に関する御説明は以上でございます。

○老川座長 どうも御説明ありがとうございました。

これについて、加藤館長、何か御意見はありますか。

○加藤館長 ありがとうございます。

昨今、公文書管理の在り方が大きな問題になっていることもありまして、国立公文書館への来館者が非常に増えております。特別展、企画展の見学はそうですけれども、その開催していない間には常設展を熱心に御覧になる方も非常に増えています。

今、常設展の見直しを私どもで行っているのですけれども、大変難しい問題でして、単に所蔵している重要資料、今の日本国憲法の原本とか、明治憲法の原本、終戦の詔書をただ並べるということではなくて、一つのストーリー性を持った展示をどう構成するかということで、我々の中でも非常に難しい問題として検討しています。今の説明の最後にもありましたけれども、新館ができたときには、単に展示の技術上の問題、資料の並べ替えの問題ではなくて、日本の近代国家としての形成過程をどのようにきちんとしたストーリー性を持って展示できるか。これが基本の問題だろうと思っています。そういう意味で、所蔵資料をきちんと提供することはもちろんですけれども、展示の在り方について、できれば当館の専門官だけでなく有識者の方に御検討いただいて、一つの展示の構成の基本を決めていただく。そのことについてもこの調査検討会議で御指示をいただければと思っています。

以上です。

○老川座長 どうもありがとうございました。

館長からの補足説明がありましたけれども、それらを含めて皆様方から展示に関する基本的な考え方についての御意見、御自由に御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

永野委員、どうぞ。

○永野委員 ありがとうございます。

今回、新しい建物でどれぐらいの空間がつかれるかということが結構大きな問題だと思うのですが、最近はいろいろな企画展があって、そのテーマがよければ人が集まるという形で（時間をかけてやっていらっしゃるので）非常に人気が高くなっているなどという感じがするのです。もちろん新しい建物でもそういう特別展といいますか、そのテーマが非常に重要だと思いますが、もう一つは、先ほど常設として見たときにもストーリー性という話がありましたね。例えば、常設の部分でも、何時代、何時代みたいに時間の流れで動かしていくとか、何か事件を中心に、政治的な流れとか、文化的な流れとか、時間の軸を追いかけていけるような、そういう工夫が要るのではないかと思うのです。何かを知りに行こうと思ったら、国立公文書館のあそこに行けばそのコーナーが必ずあると。しかも、それがただ1つの貴重なものを見に行くだけではなくて流れとして見られるというようなものが要ると思います。

だから、一つはまず時間。どれぐらい時間を古いところへ持っていたときにつくれるのか分かりませんが、何やら時代、何やら時代とか、何やら期、何やら期みたいな格好で展示が見ていけるといいなと思いました。

○老川座長 ありがとうございます。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員 先ほど加藤館長から歴史の背景といいますか、分かりやすく歴史を解説しないとなかなか理解しがたいというお話がありました。例えば参考資料1の16ページの最初にある尋憲記など、国立公文書館が所蔵している特に古い奈良興福寺大乘院の門跡の記録類というものが3つ、4つぐらい出ておりますけれども、実はこの奈良興福寺というのは明治の初めの、江戸の終わりと言うべきか、廃仏毀釈の非常に多大な影響を受けて、一時期お坊さんが誰もいなくなった時期があるのです。そういう中で、例えば五重塔が売られるなどという噂まで流れ、大変な思いをしながら、こういう記録がどうして残って、しかもそれが今の国立公文書館に引き継がれているのかということもきちんと解説をしないと、ただ単に古いものがあるなで終わってしまうということもありますので、今は廃仏毀釈のことなどはあまり言われなくてもいいのですが、ある意味では影の部分、こういったものも含めて歴史をきちんと解説する努力が必要ではないかという気がします。

○老川座長 ありがとうございます。

ほかに、どなたでも。

何かありますか。

○秋山委員 私も今の皆さんの意見と一緒にです。資料、文書の背景などをちゃんと理解していただけるように仕組みをつくっていただきたいと思います。

今日出していただいている資料1-2の青字部分は内閣府でこのようにしようという御提案で、これについては特に意見がなくて、このとおりに進めていただきたいと思います。

具体的に空間として展示がどうなるかは、今皆さんが考えていること、館長さんが考えていることと我々が違うかもしれないので、あと1年の間に実施設計が進んでいってフィ

ックスするわけで、実施設計の段階で固まる話とその後検討してまた付け加えていく話といろいろあると思いますけれども、実施設計が固まる段階で具体的にどのような展示になるかを比較的ビジュアルに皆さんで確認できる機会があるのが大事かと思っています。とりわけ今回はいろいろなターゲットの方がいらっしゃるので、子供の目線で見るとどんな感じになるのか、車椅子の方だとどうなるのか、先ほどストーリー性という話がありましたけれども、外国人の方が展示を見ていく順番がどうなるのか、割とそういうものを3次元的に確認するみたいなことを、もしできるのならば一度やったほうがいいかなと思っていますという個人的な意見です。

以上です。

○老川座長 ありがとうございます。

私もコメントしたいと思います。ストーリー性ももちろん大事で、ただぼんと置かれていても、一体どういう時代背景のもとにこういう文書になったのかとか、そういった意味合いが分からないとせっきくの大事なものを見てもしょうがないわけですから、そういう意味ではストーリー性を持たせた展示というのは大事だと思います。

他方で、歴史の解釈は人によって、視点の違い、問題意識の違いによっていろいろなストーリーができる性格のものだと思いますので、そこであまり特定のストーリーにこだわってしまうと、かえって物議を醸す、トラブルの種になる、こういうこともあわせて考えておく必要があるのかと思います。昔ほどではないけれども、イデオロギー的な論争みたいなこともありますから、なるべく文書の展示が原本というか、その時代に生きた人たちがどういう考えで、どういうことをやって、どう現代に意味を持つのか。こういうことを直接見て学ぶことに意味があると思いますので、今、時代背景とおっしゃいましたが、そこら辺は僕は非常に大事なことだと思います。その辺もあわせて注意しながらやっていく必要があるのかなという感じがします。

もう一つ、展示方法ではないのですが、ターゲット、どういう人を対象に、念頭に置いて展示するのか。こういうこととの関連で言いますと、ここにありますように小・中学生、成人、高齢者、研究者、外国人、いずれも当然対象になるわけですが、私はもう一つ、公務員です。公務員の方々にぜひこの国立公文書館を訪れて、現実に資料を保存することの大切さ、記録の大切さを実感として持っていただきたい、そういうきっかけにしていきたいと思います。

公務員が公文書を大事にするのは当たり前だと我々は今まで思い込んできたのですが、現実にそうになっていない。公文書そのものが毀損されたり、隠蔽されたりということが、どこに問題があるのかはまたいろいろ議論のあるところだと思いますが、それはそれとして、現実にそういう問題がこのところ相次いで起きているというのは、誠に憂慮すべきことでもあります。せっきく新しい国立公文書館の施設を造るわけですから、公文書の大切さを単に座学として勉強してもらっただけでなくて、自分の目で見るというところで、自分たちがそういう文書の作成というか、歴史をつくっていく当事者であるという意識を

感じてもらうためには、国立公文書館にある資料の展示に直接触れていただくことが僕は大事ではないかと思えます。研修の一環として公務員の方々にも見ていただく、そういうこともプログラムの中に入れて考えていただきたいと思います。

ほかに、この件について御意見はございますでしょうか。

松岡さん、どうぞ。

○松岡委員 今の老川座長のお話に付け加える話なのですが、当初この会議の1回目とか3回目とか5回目あたりに、まさにこの三権が集中する国会前庭という場所を踏まえた立地であることから、国会に対する働きかけというお話が何回か出たかと思うのです。最終的にこのお話については具体的な形にならずに今のようなまとめになっているのですが、場所もそうですし、三権の問題、国会の重要性ということもあると思えますので、どういう形でそれを見せるかというのは難しいとは思いますが、国会の記録を保存するということについても何らかの形で見せることができないかということをご検討していただければいいと思えます。

○老川座長 ありがとうございます。

それでは、2番目の議題「三館の機能分担について」の御議論に移りたいと思いますが、最初に事務局から御説明をお願いします。

○杉田課長 事務局でございます。

三館の機能分担について、資料2を御覧いただければと思います。

三館の機能分担の整理につきましては、基本計画の中で基本的な役割分担関係が整理をなされているところでございます。施設の分散によりまして効率性を損なうことのないよう、三館の間で有機的な連携を図るとというのが原則となっております。

まとめた表でございますが、「新館」「北の丸」「つくば」とそれぞれ書かせていただいております。

新館につきましては、ここに書いていますとおり、多くの国民が利用する展示・閲覧を中心とした総合的な施設ということで本館機能、フルスペックの施設という形になってございます。主な想定利用者につきましても幅広く学生、一般、外国人等を対象とするということでございます。機能につきましても、新館につきましては書庫、展示、閲覧、学習、研修、その他と表が全部埋まっていることが分かるかと思えます。書庫機能でございますが、これもいろいろなところで言われていますけれども、近年書庫が逼迫して満架に近い状態になっているというところが背景にまずございます。

ここで、新館の書庫に入れるものでございますが、主な想定利用者が幅広いということもございまして、そういった国の在り方を知るための文書の原本、一般国民の閲覧利用頻度の高い文書、重要文化財、内閣公文などが想定されます。あるいは霞が関にも近いということで、移管元行政機関による利用頻度が高い文書を中心という整理がなされているところでございます。展示の機能につきましても多様な利用者、閲覧につきましても多様な利用者の閲覧拠点、学習機能につきましても幅広い層を対象とした多彩なプログラム

を実施する、研修につきましても講演会・シンポジウム形式の研修を想定しているところでございます。その他といたしまして、本館機能を持つような種々のデジタル化、修復、複製、交流、中間書庫等を念頭に置いているところでございます。

北の丸でございます。ここは立地としても霞が関に近いところもございますが、特徴といたしまして主に国内外の行政官、専門家向けの研修等を実施する学習拠点、専門家向けの書庫というところに特化してございます。いわゆるプロ向けというところでございます。対応といたしまして、書庫の機能といたしましては大学、研究者といったところの利用頻度の高い文書、内閣文庫の和書、漢籍が中心になろうかというところでございます。閲覧につきましてもプロ向け、研究者の閲覧拠点、学習機能につきましても専門性の高い北の丸所蔵資料を活用したプログラムを実施していく。研修でございますが、国内外の行政官、専門家向けの専門性の高い研修、アーキビストの認証の話が来年度以降始まりますけれども、そういったところの研修を想定しているところでございます。

北の丸につきましては1971年に建設されたということで、経年による建物の老朽化への対応といったところも随時検討していかなければならないと指摘されているところでございます。

つくばでございます。ここは受入れ機能を集約するなどの保存機能に特化する形になってございます。書庫機能といたしまして、デジタル化された文書の原本、そういった利用頻度が低い文書、一般の利用に供することが困難な文書ということで原本の汚損、破損のおそれがある文書、時の経過を経てもなお利用制限情報を多く含む文書、裁判文書、そういったものを中心に所蔵するということかと考えているところでございます。

下の注書きで書いてございますが、三館ともに書庫機能を持つところでございます。そういった意味で、施設間での文書の移送など、有機的な連携を図っていくところが一つの課題なのであろうと指摘されているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○老川座長 ありがとうございます。

これについても、加藤館長から何かございますか。

○加藤館長 現場としましては、この調査検討会議で三館の体制でいくと、北の丸を活用していこうという方向づけをしていただいたことは、本当にありがたい方向づけをいただいたと思っています。

一つは所蔵資料の問題ですけれども、現在、本館もつくばも所蔵資料が収容面積の90%を超えておまして、ほぼ満杯状態になっておりますので、新館ができるまでつなぎとして民間の書庫を借りて、書類にランクづけをするわけではありませんけれども、民間書庫で所蔵できるような資料についてはそちらでしばらく所蔵するという応急措置を取っていきたいと思っています。

もう一つは、今も説明がありましたが、北の丸の本館の活用ですけれども、現在北の丸は再来年でちょうど創立50周年を迎え、かなり老朽化が目立っておりますが、補修を重ね

ておりますので、内閣府の専門家で検討していただいたところでは、あと20年は今のまま
で使えるだろうというお話でした。私どもで特に調査検討会議でお願いしたいのは、ここ
にもありますけれども、この北の丸を行政に携わる人たちの研修の場として、研修センタ
ーを中心として活用していただくという方向づけをいただければありがたいなと思ってい
ます。

行政文書の管理に関するガイドラインでは、当館等が実施する研修に職員を積極的に参
加させなければならないとされ、また、平成29年度の改正によって、各職員に対して、少
なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境が提供されなければならないとされました。
加えて、もう1年半ほど前の話になりますけれども、行政文書の管理の在り方等に関する
閣僚会議で、公文書管理に関する研修の充実強化の方針が示されました。こうした状況下
において、当館で行っている行政に携わる方向けの研修の受講者が急増しておりまして、
5年ほど前は年間1,000人くらいであったのですが、今年度及び昨年度は2,300人か
ら2,500人の研修希望者、受講希望者になっております。この方たちをしっかりとめる
施設が必要なのではございますけれども、現在、研修の大半は外部施設を使っております。費用もか
かりますし、その案内も大変なのではございますけれども、新館で一つの会議室を造っていただく
ということもありますが、北の丸ではそういう方たちを受けとめる研修施設、公文書の研修
センターとしての位置づけを明確にさせていただければありがたいなと思っております。その
ための設備の補修についても少しお金がかかりますけれども、それもあわせて方向づけを
させていただければと思っております。

以上です。

○老川座長 ありがとうございます。

この議題について、また御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 質問とお願いがございます。資料2の新館のところを見ますと、一番下のと
ころで「中間書庫」、各府省共通の中間書庫のことかと思いますが、これは北の丸もあわ
せてお使いになるのかどうかご質問になります。

それからお願いについてですが、今後、所蔵資料へのアクセシビリティの向上という
ことについてより一層の御努力をお願いしたいということでございます。まずは、利用者
が求める資料が三館のうちどこに所蔵されているかということについて混乱が起きない
ように、検索機能を充実していただきたいということでございます。

あわせまして、これは懸案になっているかと思っておりますけれども、国立公文書館以外のと
ころに所蔵されている文書の目録の統合化です。今、外交史料館のほうは統合が終わった
と思っておりますけれども、今後は宮内公文書館あるいは防衛研究所といったところの文書の目
録も統合していただくよう、横断的に検索ができるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○老川座長 どうぞ。

○加藤館長 今のお話について、1つ目の中間書庫については、現在つくばに中間書庫を置いてありますけれども、現実には行政に携わる方が利用するにはちょっと不便なのですね。そういう点で行政に携わる方がすぐ行って利用できる、完全に公文書館に移管する前の書庫として活用できるということでは、新館に集中して置くのが一番いいのではないかと考えております。ただ、現実には本来中間書庫に収めるべき書類がまだ各省庁に保存されたままになっていて、中間書庫として本来考えていた狙いが十分に生きていない。現用文書、中間文書、非現用文書という区分けがしっかりすれば、この中間書庫はもっと拡大するだろうと思っていますので、新館建設に当たっては、中間書庫はそこに集中するという前提でスペースをどの程度まで取るかが課題になってくると思っています。

2つ目の全国各地における公文書館の所在資料の情報ですけれども、実は当館で全国の公文書館、歴史資料等保有施設等に歴史公文書等の所在情報調査を5年計画で進めてまいりました。この3月にその5年の調査結果がまとまるということになっておりまして、いずれ何かの機会にその結果について御報告したいと思っておりますけれども、各館にどんな資料があるかを国立公文書館で集中して取りまとめるというのは、この3月に完成する予定でございます。これを使って、御指摘がありましたように各館との共同検索機能、資料の集中機能、そういうことについて取り組んでいきたいと思っています。いずれにしましても、5年計画がちょうどこの3月で終了するという段階でございます。

○老川座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○永野委員 全体の公文書館の機能に関してかなり議論をしていたときは、新しい建物1つと「つくば」は残るかもしれないみたいな形で、専門家の研修も専門家が実際に検索して資料を見に行ったりということも全部含めてデザインしていたと思うのです。全体の面積が減って、その一部分を当然北の丸に残す必要が出てくるということになると思うのですが、そういう観点で考えると、北の丸はどちらかという目的を持った専門家が足を運んでくるということが中心になってくるし、もう一つの機能としては、おっしゃったように専門家の研修、特にアーキビストの研修ということになる。そのことをかなり意識して今の北の丸の改装（空間デザイン）をし直す必要があるなと思います。

研修といっても、最近はまだ机を並べておいてお話が聞けるというような世界ではないので、かなり空間的にデザインして、ワークショップができたり、いろいろ課題をやって、そこで調べながらリラックスしながら勉強していくとか、そのようなことも必要ですので、ぜひその辺のことも検討していただいて、コストをかける必要があると思います。

○老川座長 ちょっと伺いたいのですが、先ほど行政官の研修希望者が2,500人近くと。これは個人で申し込むのですか。希望というのはどういう意味なのですか。役所からの研修をそこでやりたいという要望なのか、どういうことなのですか。

○加藤館長 基本的に応募は個人ベースでっております。ただ、当然のことながら業務の時間を割いて研修に参加するわけですから、行政機関の了解を得て、元は行政機関の上

司から勧められたということもあると思いますけれども、基本的には個人の応募でございます。

一方で、現在は各省庁別に公文書管理研修がかなり熱心に行われておりまして、将来的にはそういう研修の場も国立公文書館で受けるということであれば、今、各省庁で行っている研修も集中できるのではないかと考えています。現状は応募は個人ベースで行っております。

○老川座長 ということは、館長が先ほどおっしゃった研修センターにしたいという場合の対象は、どういう方々なのでしょう。

○加藤館長 中心になるのは恐らく初任者研修だろうと思います。新しく公務員に採用された方、これは中央も地方もそうですけれども、まず入口として公文書管理の在り方をしっかり基本として学ぶ。これが一つでございます。

もう一つは、既に行政に携わっている人で職務として公文書管理をこれから担当する人たち、この人たちが今いないということが問題なのですけれども、公文書管理をこれから担当するという中間的な立場の人たちです。

もう一つは、これは非常に大事なのですけれども、実は公文書管理法という基本ルールができたのは、御承知のとおり2011年なのです。その前に行政省に入省された方、仕事に携わった方は、公文書管理法の制定前に行政官になっていますので、あまり勉強する機会がなかったというのが率直なところだろうと思います。そういう方の中で改めて公文書管理を勉強したいという方たちの場も提供できると。初任者研修、中間的な研修、そのほか古手の幹部の方たち、そういう方たちが対象になるだろうと考えています。

○老川座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○秋山委員 先ほど永野委員がおっしゃったことと同じことなのですけれども、今の北の丸の書庫に私は一度入れていただいたことがあります。私の専門は建築なので、今でいうと建築基準法のベースになるような市街地建築物法というものがあって、その現物を見せていただいて、こういう形で法令が作られたという実感を得たのです。今の話で、行政官の方が行かれるわけですが、単に部屋があって研修をするということだけではなく、ここは公文書という重みのあるものがある場所だということが、もちろん、新館ではそれがあられるわけですが、そちらの館でもそういうことが分かるような空間というか、装置が要ると思うのです。その辺のことも、単にどこかの貸ビルの部屋を借りてやるのとは全然違うというような装置をぜひ計画的に盛り込んでいただけたらと思います。

○老川座長 どうぞ。

○永野委員 その話で、また補足になってしまうのですけれども、結局たくさんの人を全員ここに連れてくるというのは、先ほどの「物を見る」という意味が非常に重要だと思います。ただ、その場所に来ることの意味と、全員に学習の機会を与えて全員が勉強するというデザインとは切り離れたほうが良いと私は思うのです。つまり、今はメディア時代な

ので、実際にここにやってこなくても学習できることはいっぱいあるし、実際には検定制度などうまくカップリングすれば目標は個人的に見えるので、そのための教材があるかとか、それを勉強する場所があるかとか、そういうことが非常に重要になってくると思うのです。

ですから、公文書館の仕事の中に教材開発や教育機能が入るのかどうか分かりませんが、実際に全員を集めてあそこで勉強させないと勉強できないと思わずに、そういうものをつくっていくことによって、むしろ分散的に学習する機会をつくっていくような、そして、逆に検定制度などの形で能力を試していく、はっきりさせていくというデザインのほうが発展するのではないかと思いました。

○老川座長 ありがとうございます。

ちょっと伺いたいのですが、つくばの一番下の欄、その他のところに「地域住民との交流等」とあって、これは現在何かそういうことをやっているのか、大事なことだと思うのだけれども、格別この意味は。

○加藤館長 つくばの分館には1階に狭い展示スペースを設けて、本館でやった展示を半年か1年ごとに地域に送って展示をしているのです。実はつくばは大変な文化都市でございまして、小学生、中学生、高校生が夏休みのときに、チームを組んで公文書館を含めた地域の文化施設を回ろうということが非常に盛んなのです。現在でもつくばには5,000人を超える来館者、特に若い人たちですけども、そういう方がみえるのです。

私は実は三館体制のときに、もうつくばの展示はいいのではないかと言ったのですけれども、そういう地域の方たちの希望ということを考えますとこれも残しておかなくてはならないなということで、地域と公文書の結びつきは非常に強くなっているというのが現状でございます。

○老川座長 それは大変大事なことだと思いますから、ぜひ続けていただきたいと思いません。

次の議題に移ってよろしいでしょうか。

それでは、第3番目の議題「学習機能について」を御議論いただきたいと思えます。まず事務局から御説明をお願いします。

○杉田課長 事務局でございます。

学習機能についてでございます。公文書管理法上の目的の規定の中にも公文書、これは「国民共有の知的資源」ということで「国民が主体的に利用し得るもの」という位置づけがございます。そういうことで、学習機能、これが非常に重要になっているところでございます。

学習機能につきましても、展示と同じようにターゲットをどうするのか、どのようなプログラムを提供するのかというところで、調査検討報告、基本計画の中でここに書かれているような内容をお取りまとめいただいたところでございます。

学習機能の案でございますが、資料3の2ページ目を御覧いただきますと、ターゲット

といたしまして小中高生、大学生・大学院生、シニア層、教員等幅広い層に対しまして、それぞれの特性に合わせたコンテンツを提供するというところでございます。展示のところで2本立てという話をさせていただきましたけれども、コンテンツそのものの内容の理解と国立公文書館の果たす役割についても理解を深めてもらうということで、特に小・中学生は学校のカリキュラムの進捗などにも留意して進めていく必要があるというところがございます。それから、ターゲット層が多岐にわたりますので、それぞれ参加のしやすさに配慮していく必要があるというところがございます。

具体的な内容といたしまして、見学・体験ツアーであったり、公文書の意義を学習することであったり、あるいは公文書の基幹的な業務でございます保存・修復、そういったところの体験・学習プログラムであったり、多彩なプログラムを提供することが考えられるのではないかとこのところでございます。先ほど来、ストーリー性などという御議論もございました。企画に当たりましては、そういった公文書と社会的なテーマとのつながり、訪問者とのつながりが分かりやすいように、背景、ストーリー立てにも留意していく必要があるのだろうというところがございます。

諸外国の公文書館、アメリカ、イギリス等々では、多彩なプログラムを用意しているところがございます。そういったことも参考にしながら、基本設計で示された平面計画や動線計画等も踏まえまして、適切なプログラムを構成していくということで、学習プログラムの内容、ストーリーといったところについて、今後もう少しいろいろとアイデアを出して取りまとめの中に入れていければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○老川座長 ありがとうございます。

このテーマについて御議論をいただきたいと思いますが、御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○斎藤委員 個別の話になるのですが、小学生向けの常設展示というものを考えていただけたらと思います。当初の報告の中で「次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ学ぶ機会を提供する」といった記載がございます。現在の学習指導要領では、小学校6年生のときに日本国憲法や三権分立について学ぶこととされております。国会議事堂や最高裁判所と近接をしているという地理的な利点もありますので、ぜひいつでも憲法あるいは三権について学べるような、そういう展示を考えていただければと思います。

国立公文書館を学びの場とするためには、各都道府県の教育委員会、学校教員へのアプローチは必要になりますけれども、一例として、国立科学博物館におきましては「教員のための博物館の日」ということで毎年7月に数日間やっておられまして、ここで授業のヒントになるようなプロジェクトを紹介しているといった事例がございますので、参考になるかと思えます。

この分野で申し上げるのがいいかどうか分かりませんが、今後新館としてスター

トを切るとすると、現在のような一方向の音声ガイドだけでは十分ではないわけで、双方向の対話が可能なように展示スペースにスタッフを常駐させて対応する必要があるかと思ひますし、外国人への対応も必要になってくると思ひます。さらに言えば、英国でありますように小学校等へのアウトリーチ活動、こんなことも必要になってくる。そういう意味で人員の拡充が必要なのではすけれども、いつか御報告いただいた資料の中で、国立公文書館は我が国の場合は47名でしたが、アメリカでは2千数百名、ヨーロッパもイギリス、フランス、ドイツにおいて400名から700名、韓国でも300名強の人員を擁しているとのことでした。我が国との懸隔の大きさに驚いたわけではすけれども、新館にふさわしいような人員体制となりますよう、事務局の皆様にはぜひ頑張ってくださいと思ひます。

以上でございます。

○老川座長 どうぞ。

○松岡委員 今回の斎藤委員のお話にありました人員の問題なのですが、公文書管理の機能そのものを強化していくのも大事だと思うのですが、館の理解を深めていくという意味で、公文書そのものを管理するだけではなくて、いかにアピールしていくか。分かりやすく解説するなり、公文書とはこういうものだよということを一般の方にも分かりやすく説明できるような人材をぜひここでつくっていただけないかという気がします。実際に科学博物館もそうですし、ほかの博物館などでも、特に人間文化研究機構などが運営している博物館ではそういう理解を深めるための人材育成に非常に力を入れておりますので、同じように公文書管理そのものを理解してもらうための人材をぜひ育成していただきたいと思ひます。

○老川座長 どうぞ。

○加藤館長 今回の斎藤委員、松岡委員からの御指摘について、3点あったと思ひます。1つ目は人員の増強ではすけれども、財務当局も今の国立公文書館の充実ということについては御理解をいただいております、実は来年度の予算ではこの緊縮する財政の中で5名の増員を認めていただきました。これは非常に大きい進歩だと思ひています。諸外国の規模から比べればまだまだではすけれども、人員増強については、内閣府はもちろんですけれども、財務省その他の当局についても御理解が進んでいると理解しております。

一方、展示会のガイドについて、友の会の会員の中でボランティアガイドを募集したのです。そうしましたら16名ほど応募がありまして、この方たちは外国語もできる、公文書について非常に興味があるという外部の方なのですけれども、この春からそういうボランティアのガイドを採用して、その方たちと組み合わせた展示の紹介をしていきたいなど。美術館や博物館でボランティアの方たちに手伝っていただくというのは随分前からやっておりますけれども、国立公文書館としては初めての取組として進めたいと思ひています。

斎藤委員から御指摘のありました小学生向けの展示については、恐らくこの新館ができましたときに、現在、小学生、中学生たちが国会見学で各地から集まってまいりますけれども、国会を見たら国立公文書館に回るという一つの見学のコースを定例化したいと思ひ

ています。昨今はここの前にバスが何十台も並んでいますけれども、大体国会を見て帰る、そのコースとして国立公文書館を回るといえることができると思っています。この間ついていたいただいた基本計画では、大きな会議室があつて、いろいろな資料を提供できる、説明できる場を確保していただいていますので、そういうことを含めて利用したいと思っています。

もう一つは教員向けの説明会です。これは非常に重要な話でして、実は国立公文書館でも2年前から夏休みに教員向けの見学会を始めました。まだ10人程度の参加なのですが、確かに斎藤委員がおっしゃるように、教員にきちんと理解していただくことは生徒たちに対する影響力が非常に強いということで、これは今度の新館のプロジェクトの中にも大事な項目として取り入れていきたいと思っています。

以上でございます。

○老川座長 今おっしゃった教員向けのガイドという場合、例えばどんな資料を。

○加藤館長 大体国立公文書館の説明と書庫その他の所蔵資料の現場を見ていただくということで、2時間くらいのツアーでやっております。

○老川座長 分かりました。

全く思いつきですが、展示方法とも絡むのですが、展示方法で映像や音声の活用ということが強調されていて、私も全くそのとおりでと思うのですが、たまたまある印刷会社の新しい展示の工夫を見せてもらったことがあるのです。これはいわゆる行政文書ではありませんけれども、例えば昔の洛中洛外図みたいなものを全部デジタル化して、それも説明を聞いてみてなるほどと思ったのは、一つの絵巻の中に人物が2,500人、小さく克明に書いてあるのです。教科書などでは一枚写真だけでこういうものですよというだけだけれども、それを全部拡大している。そうすると道端で刀を売っている人、髪結いさんがいる、豆腐屋がいる、何がいて、それがものすごく克明に、それを見ているとこの時代はこのような商いをしていたのだというのが本当に面白く見えるのです。だから、そういう具合にデジタルの活用の仕方というのを一緒に見せてあげると、教科書だけでは分からない生活実感、社会的背景も実感として出てくると思いますので、そこら辺もいろいろ工夫をされたらいいのではないかという印象を持ちました。

どうぞ。

○加藤館長 今のお話ですが、座長がおっしゃったのは飯田橋にある凸版印刷のアーカイブだと思いますが、おっしゃるように大変見事な出来で、実は昨年11月末に当館の主催で東アジア地区の中国、韓国、モンゴル等の集まった公文書館会議というのをやって、100人くらい外国の方が来たのですが、会議が終わった後のツアーであそこの見学会をやったのです。海外の方にも紹介したのですが、皆さん大変感動して、すばらしい施設だということで感心をされてお帰りになったのですが、ああいう類いのものを新館の中に入れてみたいなど。これはぜひ秋山先生にもお願いしたいと思っています。

○老川座長 どうぞ。

○永野委員 今の話題につながるのですが、何となく一番初めの段階で修学旅行であれだけの人たちがやってきて、それがここに来てという場所の選択にも使われたのですけれども、私の感じでは、その次のプロセスとしては、ただの通過点ではなく、そこでかなり時間をかけて勉強をできるようなことができるのではないかと思います。ただ何百人の人が展示をざっと見て帰るといったイメージではなくて、ここに本当に課題があってそこで勉強できるみたいな、そういう形で空間がデザインされていたらいいなと思っているということです。それを進めていくためには、まず展示と学習は一体だと考えることが一つ。それから、参加型ということから初めからデザインの中に入れておく。つまり、見せるのではなくて彼らは何か作業をしたり、調べたり、作ったりということが基本なのだということ、そういう学習のデザインにしてほしいと思います。

もう一つ別の観点なのですが、今ちょうど新しい学習指導要領がスタートします。もちろん各教科の中に歴史や政治など、いろいろなことに関係するような項目があるのですが、もう一つ「情報」という教科があって、その情報の中に「ものとしての情報」、情報というのはつくり出したものは物と同じように大事なものであって、そう簡単に捨てるものではない、そのような概念をメッセージとして送りたい、そのようなことが書いてあるわけです。

学習指導要領との関係は非常に重要で、結局カリキュラムの中に位置づいていないとどうしてもアウトサイドの仕事になってしまうので、そこに働きかけるのは非常に重要だと私は思っています。大体10年置きに学習指導要領が変わって、ちょうど新しいものがスタートしたところなので、あと5年ぐらいするとまたすぐに次の学習指導要領をどうするかみたいな話が出てきますけれども、そういうところにカリキュラムとして、実体を見たり、本物を見ることの重要性など、そういうことを入れてもらうように持っていく。それから、「情報も物として大切に作る心」みたいなものを小学校の中に入れていく。そのカリキュラムの中にこの見学があるという形にしていけば、本当に小学校の段階から物の大切さとか、情報の大切さとか、それを保存していくことの意義とか、そういうことが身にしみて分かるのではないかと思います。私も立場上そうしたいと思っておりますけれども、ぜひそういう働きかけを公文書館でもしていただきたいなと思いました。

○老川座長 どうぞ。

○斎藤委員 今の老川座長のお話で思い出したのですが、若干屋上屋を架すようなお話ですが、15世紀頃のオランダの画家でピーテル・ブリューゲルという人がいます。彼は一つの絵の中に数百人もの人々の姿を描き込んでおりまして、当時の庶民の生活の仕方とか、子供がどういうもので遊んでいるとか、大変興味深いことをうかがい知ることができます。そういった展示方法をとることで国立公文書館に親しみを覚えるといいますか、来館者が増えることにつながるのではないかと思います。

○老川座長 今のようなデジタルの画像を見せるということになると、小さな画面ではなかなか見にくいでしょうから、大きな画面で多くの人々がまとまって見られるような設備、

施設、部屋、そういうことも今後具体的な設計をされていく上で検討していただければありがたいと思います。

どうぞ。

○松岡委員 今のお話にちょっと付け足させていただくと、半蔵門線の三越前から三越につながっている地下道があるのですが、そこに「熙代勝覧」という、これはもともとベルリンに保存されている絵画なのですが、江戸の町を細かく描き込んだもので、いろいろなたくさんの人物が出ているのですが、そのレプリカがはめ込まれているのです。気がつかないと通り過ぎてしまうのですが、そこが結構人気のスポットになっていまして、一度ぜひそういうものも見ていただくとよく分かるかと思います。

○老川座長 ありがとうございます。

他に御意見、御質問がございませんようでしたら、今日の議題はこれで終わりますので、会議はここまでとさせていただきますと思います。

事務局から今後の進め方等についてお願いします。

○杉田課長 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回は3月9日を予定しております。今日いただいた意見も踏まえて、取りまとめをしていきたいと考えております。

今日、北村大臣は国会対応のため欠席なのですが、今回の件を事前に御説明した際に言われていたことを1点紹介させていただきます。この新館建設の問題というのは、1,000年に一度のことなので、そういう気持ちを持ってしっかり取り組んでほしいという言葉いただきましたので、ここで紹介させていただきますと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○老川座長 どうもありがとうございました。